



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 2 月 13 日 (木曜日) 第 80 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定 (2件) …………… (医療業務課) 1
- 民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 2

頁

- 道路の区域の変更 (7件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (5件) …………… ( “ ) 4
- 道路の占有を制限する区域の指定…………… ( “ ) 5
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… ( “ ) 5
- 令和 2 年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 5
- 入札公告…………… 6

### 公 告

## 告 示

### 宮崎県告示第95号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓 871番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

### 宮崎県告示第96号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
椎葉村国民健康保険病院	東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地 5
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町 4 丁目 128番地
社会医療法人泉和会千代田病院	日向市大字日知屋字古田町88番地
五ヶ瀬町国民健康保険病院	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 1

高千穂町国民健康保険病院	西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地 1
--------------	-----------------------

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

### 宮崎県告示第97号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字太田乙2587-1、乙2587-7、乙2587-12、乙2587-13、乙2587-25、乙2587-29、字広瀬乙2957-1

2 指定の目的 水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第98号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字老ノ股戊 748-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第99号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町迫野内字河原1247-35  
 2 指定の目的 水源の涵養  
 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 100号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。  
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
外浦加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>中型かつお漁業及び大型定置 漁業</u> 3 <u>小型まぐろ漁業</u> 4・5 [略]	外浦加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>小型かつお漁業、大型定置漁 業及び小型まぐろ漁業</u> <u>3・4</u> [略]
[略]			[略]		

宮崎県告示第 101号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 中尾字小崎 151番4から 同市同大 字同字 151 番4まで	旧	10.2～ 14.0	22.0
				新	12.5～ 32.4	22.0

宮崎県告示第 102号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	446号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字田ノ 原3335番5 地先から同 郡同町南郷 水清谷同字	旧	15.9～ 40.9	409.4
				新	23.3～ 47.9	409.4

3335番9地  
先まで

## 宮崎県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 636番1地先から同郡同村同大字同字636番1地先まで	旧	15.3～57.7	260.8
				新	23.4～60.0	245.3

## 宮崎県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字河内字小岩神3406番1地先から同郡同町同大字同字3395番14地先まで	旧	3.4～36.2	423.0
				新	3.4～36.2	423.0

## 宮崎県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字河内字尾曾多利3197番5地先から同郡同町同大字字小岩神3350番6地先まで	旧	4.1～60.7	1,356.0
				新	5.0～72.1	1,356.0
					9.6～74.0	1,306.0

## 宮崎県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市山崎町四郎房927番地先から同市同町四郎房928番8地先まで	旧	17.2～24.2	18.7
				新	17.2～24.8	18.7

## 宮崎県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字板箇野1555番1地先から同郡同町同大字同字1555番	旧	13.3～22.2	24.9
				新	13.3～23.2	24.9

1 地先まで

**宮崎県告示第 108号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	446号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字田ノ原3335番9地先から同郡同町南郷水清谷同字3335番9地先まで	令和 2 年 2 月 13 日

**宮崎県告示第 109号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 636番 1 地先から同郡同村同大字同字 636番 1 地先まで	令和 2 年 2 月 13 日

**宮崎県告示第 110号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字河内字小岩神3406番 1 地先から同郡同町同大字同字3395番14地先まで	令和 2 年 2 月 13 日

**宮崎県告示第 111号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市山崎町四郎房 9 27番地先から同市同町四郎房 928番 8 地先まで	令和 2 年 2 月 13 日

**宮崎県告示第 112号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字板箇野1555番 1 地先から同郡同町同大字同字1555番 1 地先まで	令和 2 年 2 月 13 日

## 宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字中尾字小崎 151番 4 から同市同大字同字 151番 4 まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年 2 月 28 日

## 宮崎県告示第 114号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市瀬頭二丁目 173番地先から同市堀川町 112番 3 地先まで

## 宮崎県告示第 115号

令和 2 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 号）第 2 条第 5 号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

## 2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有

すると認められた者であること。

## 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

## (1) 申請の方法

要綱第 3 条第 1 項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第 3 条第 2 項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

## (2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

## (3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

## (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

## 4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

## 5 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 有効期間

資格を取得した日から令和 2 年 9 月 30 日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

## 6 その他

要綱に基づき 5(1)の有効期間に係る資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

## 別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器

		その他			その他	
	医療・理化学機器類	医療機器 理化学機器 計測機器 介護福祉機器		電算業務	電算処理 (システム開発含む) データエントリー その他	
	農林水産土木機器類	農林水産業機器 建設土木機器		その他	クリーニング 運送 廃棄物処理 調査・研究・検査 保守・点検 食事・給食 保険 文化財保存・修復 その他	
	材料類	土建用資材 標識 塗料 諸材				
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備 船舶販売・整備 航空機販売・整備 バイク・自転車				
	印刷類	平版活版 軽印刷 フォーム印刷 特殊印刷 青写真 航空写真・マイクロ写真				
	薬品類	医薬品 農業薬品 化学工業薬品				
	燃料類	石油製品 高圧ガス				
	家具木工類	家具・木工 室内装飾・畳				
	寝具・被服類	寝具 被服・装備品 消防・警察用品 靴・鞆				
	百貨・日用品類	百貨 記念品・美術品 写真・カメラ 時計・貴金属 ガラス・陶器 楽器 スポーツ用品 金物・荒物・雑貨 食品				
	看板・旗類	看板 旗・染物				
	その他	シート・テント 肥飼料・種苗 書籍 古物買受 その他				
	サービス (役務の提供) に関する業種	賃貸業務	電算機器 事務機器 その他			
		広告・宣伝	広告代理 催事企画展示 デザイン制作			

**公 告**

**入札公告**

電子入札等システムサービス利用業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和 2 年 2 月 13 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**1 企画提案競技に付する事項**

- (1) 業務件名 電子入札等システムサービス利用業務
- (2) 業務の特質等 電子入札等システムサービス利用業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
- (3) 契約期間 令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

**2 契約に係る特記事項**

- (1) この企画提案競技に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 5 号の規定による契約であり、県は、1 (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合  
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 本件契約に係る歳出予算の議決が得られず、予算が確保できない場合には、この企画提案競技を中止するものとする。

**3 企画提案競技に参加する者に必要な資格**

- この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は、次の (1) 及び (2) のとおりとする。
- (1) 令和 2 年宮崎県告示第 115 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が電算業務であり、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に本県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
  - (2) 平成 27 年 4 月以降に契約し、国、都道府県又は政令市において、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが開発した「電子入札コアシステム」を用いた電子入札システムの開発及び運用業務を行った実績を有する者であること。
  - (3) (1) に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を

希望する者は、令和 2 年 2 月 28 日までに次のとおり資格を得るための申請を行うこと。

○申請先及び申請に関する問い合わせ先

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

電話番号 0985-26-7208

4 電子入札等システムサービス利用業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 場所 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501

宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

電話番号 0985-26-7179

(2) 期間 令和 2 年 2 月 13 日から令和 2 年 3 月 12 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 303 号室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 令和 2 年 2 月 21 日午後 2 時から

6 企画提案競技参加資格審査申請書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。

(1) 提出先 宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

(2) 提出期限 令和 2 年 3 月 12 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参、送付又は電子メール

7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法

(1) 提出先 宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

(2) 提出期限 令和 2 年 3 月 19 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参、送付又は電子メール

8 業務委託予定者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て業務委託予定者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者、又は最優秀提案者決定までに 3 の要件を満たさなくなった者

(2) 企画提案競技参加資格審査申請書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

(3) 2 件以上の企画提案をした者

(4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加資格審査申請書を提出しなかった者

(5) 7(2)の提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者

(7) 2 人以上の代理人をした者

(8) 見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した提案をした者、又はそれらが不明な提案をした者

10 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501

宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

電話番号 0985-26-7179 電子メール：kanri@pref.miyazaki.lg.jp

11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。

(3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Providing a computer system that manages public works procurement information and electric bid

(2) Proposal submission deadline: 5:00 p.m. 19 March, 2020

(3) Point of contact: Management Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7179

--	--